

## 国際関連情報 Report from IFRS-IC

# 2019 年 9 月の IFRS-IC 会議 における議論の状況

くわ た たか し ASBJ 専門研究員 **桑田 高**記

#### 1 はじめに

本稿では、2019年9月17日に開催された IFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)会議における議論を紹介する。文中、意 見にわたる部分は、私見であることをあらかじ め申し添える。

## 2 2019 年 9 月の IFRS-IC 会議の 概要

2019年9月に開催されたIFRS-IC会議では、 次の事項が議論された。

- (1) アジェンダ決定案に関する検討
  - ① IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」: 契約を履行するための訓練コスト
  - ② IFRS 第 16 号「リース」: リースの定義 一海上輸送契約
  - ③ IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」: 超インフレの在外営業活動体の換算-為替差額の表示
  - ④ IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」: 在外営業活動体が超インフ

レとなる前の為替差額累計額

- ⑤ IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」: 在外営業活動体が初めて超インフレとなる際の比較対象金額の表示
- (2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
  - ① IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」: 遅延又はキャンセルに対する補償
  - ② IFRS 第 16 号「リース」: 借手の追加借 入利子率
  - ③ IFRS 第9号「金融商品」: 非金融資産 の為替リスクの公正価値ヘッジ
  - ④ IAS 第1号「財務諸表の表示」:不確実 な税務処理に関連する負債又は資産の表示
  - ⑤ IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」: 財務活動から生じた負債の変動の開示
  - ⑥ IAS 第 41 号「農業」: 生物資産への事後 の支出
- (3) その他の事項
  - ① IFRS-IC の仕掛案件のアップデート

以下では、上記のうち、我が国の関係者の間で、比較的、関心が高いと考えられる(1)の各論点に関して、論点の概要及びアジェンダ決定案の概要等について紹介する。

# 3 IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」: 契約を履行する ための訓練コスト

#### (1) 論点の概要

IFRS-IC は、顧客との契約を履行するために生じる訓練コストに関して要望書を受け取った。要望書に記載された事実パターンは、次のとおりである。企業が下記の訓練コストを資産として認識するのか発生時に費用として認識するのかが論点である。

- ① ある企業が IFRS 第 15 号範囲に含まれる 顧客との契約を締結する。当該契約は、外注 サービスの提供に関するものである。
- ② サービスを顧客に提供できるようにするために、企業には(IAS 第 38 号「無形資産」第 15 項に記述されている。)従業員を訓練するためのコストが生じる。この訓練活動は、従業員が顧客の設備及び工程を理解するようにするためのものである。IFRS 第 15 号を適用して、企業はこの訓練活動を履行義務として識別しない。
- ③ 当該契約は、企業に、契約開始時における 企業の従業員及び顧客の営業の拡大の結果と して企業が雇用する新たな従業員に対する訓 練のコストを顧客に請求することを認めて いる。

#### (2) アジェンダ決定案の概要

# どの IFRS 基準が当該訓練コストに適用されるのか

IFRS 第 15 号第 95 項は、他の IFRS 基準の 範囲に含まれない顧客との契約を履行するため に生じたコストが第 95 項に定めた 3 つの要件 をすべて満たす場合にのみ、当該コストから資 産を認識することを企業に要求している。した がって、第 95 項の要件を評価する前に、企業 はまず、契約を履行するために生じた訓練コストが他の IFRS 基準の範囲に含まれるのかどう かを検討する。

IAS 第38号第5項は、「本基準は、特に、広告、教育・訓練、開業準備、研究及び開発活動に関する支出に適用される」としている。したがって、IFRS-IC は、要望書に記載された事実パターンでは、企業は顧客との契約を履行するために生じた訓練コストを会計処理する際にIAS 第38号を適用すると結論を下した。

#### IAS 第 38 号適用

IAS 第 38 号第 69 項(b)は、「訓練活動に関する支出」を企業が発生時に費用として認識する支出の一例として挙げている。IAS 第 38 号第 15 項は、「企業は通常、熟練した職員のチーム及び訓練から生じると期待される将来の経済的便益に対して、これらの項目が無形資産の定義を満たすのに十分な支配を有していない」と説明している。

さらに、契約を履行するためのコストに関しての IFRS 第 15 号の要求事項を説明するにあたり、IFRS 第 15 号 BC307 項は、「他の基準が特定のコストから生じる資産の認識を禁じている場合には、IFRS 第 15 号に基づいて資産を認識することはできない」としている。

したがって、IFRS-IC は、要望書に記載された事実パターンでは、企業は顧客との契約を履行するために生じた訓練コストを発生時に費用として認識すると結論を下した。

#### (3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。



## 4 IFRS 第 16 号「リース」: リー スの定義-海上輸送契約

#### (1) 論点の概要

IFRS-IC は、顧客が特定の契約の5年の期 間全体にわたり船舶の使用を指図する権利を有 しているかどうかに関して要望書を受け取っ た。当該契約にリースを含むか否かが論点で ある。

要望書に記載された事実パターンは、次のと おりである。

- IFRS 第 16 号 B13 項から B20 項を適用す ると、特定された資産(船舶)がある。
- ② IFRS 第 16 号 B21 項から B23 項を適用す ると、顧客は5年の使用期間全体にわたり船 舶の使用からの経済的便益のほとんどすべて を獲得する権利を有している。
- ③ 船舶の使用方法及び使用目的に関する関連 性のある決定の多く(ただし、全部ではな い。)は、契約で事前に決定されている。顧 客は、使用期間全体にわたる船舶の使用方法 及び使用目的に関する残りの関連性のある決 定を行う権利を有している。そうした意思決 定権は、船舶の使用から得られる経済的便益 に影響を与えるので、関連性がある。
- ④ 供給業者は、使用期間全体にわたり船舶を 運用し維持管理を行う。

### (2) アジェンダ決定案の概要 資産の使用を指図する権利

# IFRS 第 16 号 B24 項は、どのような場合に 顧客が使用期間全体にわたり特定された資産の 使用を指図する権利を有するのかを定めてい

る。IFRS-IC は、要望書に記載された事実パ ターンでは、船舶の使用方法及び使用目的に関 する関連性のある決定のすべてが事前に決定さ れているわけではないので、顧客は、船舶の使

用を指図する権利を有しているかどうかを評価

するにあたり B24 項(a)を考慮すると考えた。

#### 資産の使用方法及び使用目的を指図する権利

B24 項(a)は、顧客が「使用期間全体にわたり 資産の使用方法及び使用目的を指図する権利 (B25 項から B30 項に記述) | を有している場 合には、顧客は使用期間全体にわたり特定され た資産の使用を指図する権利を有すると定めて

顧客が、契約で定義されている使用権の範囲 内で、資産の使用方法及び使用目的を指図する 権利を有するためには、顧客は使用期間全体に わたる資産の使用方法及び使用目的を変更する ことができなければならない。また、これに当 てはまるかどうかを評価するにあたり、企業は 使用期間全体にわたる資産の使用方法及び使用 目的の変更に最も関連性のある意思決定権を考 慮する。意思決定権は、使用から得られる経済 的便益に影響を与える場合には、関連性がある (B25項)。

B26 項は、状況に応じて、資産の使用方法及 び使用目的を変更する権利を与える意思決定権 の例を含んでいる。資産の稼働又は維持管理に 限定された権利は、資産の使用方法及び使用目 的を変更する権利を与えるものではない(B27 項)。

IFRS-ICは、要望書に記載された事実パター ンでは、顧客は5年の使用期間全体にわたり船 舶の使用方法及び使用目的を指図する権利を有 すると考えた。これは、契約で定義された使用 権の範囲内で、顧客は資産の使用方法及び使用 目的を変更できるからである。船舶の使用方法 及び使用目的に関する関連性のある決定の多く が契約において事前決定されていることは、顧 客の使用権の範囲を定義する。その範囲内で、 顧客は、資産の使用方法及び使用目的に関する 関連性のある決定のうち行うことができる決定 のすべてを行う権利を有する。

IFRS-IC はまた、船舶の運航及び維持管理は効率的な使用に不可欠であるが、この点における供給業者の決定は、船舶の使用方法及び使用目的を指図する権利を供給業者に与えるものではないと考えた。

IFRS-ICは、要望書に記載された事実パターンでは、顧客は船舶の使用を5年の使用期間全体にわたり指図する権利を有しており、したがって、当該契約はリースを含んでいると結論を下した。

#### (3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

5-1 IAS 第 21 号「外国為替レート変動の 影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済 下の財務報告」: 超インフレの在外営業活 動体の換算ー為替差額の表示

#### (1) 論点の概要

IFRS-IC は、IAS 第21号及びIAS 第29号の適用に関する要望書を受け取った。要望書に記載された企業の事実パターンにおいて、企業が修正再表示及び換算の影響を財政状態計算書においてどのように表示するのかが論点である。

要望書に記述された企業の事実パターンは、 次のとおりである。

- ① 超インフレ経済(IAS 第29号で定義)の 通貨ではない表示通貨を有している。
- ② 機能通貨が超インフレ経済(IAS 第29号で定義)の通貨である在外営業活動体(超インフレ在外営業活動体)を有している。
- ③ 連結財務諸表を作成するにあたり、超インフレ在外営業活動体の営業成績及び財政状態を表示通貨に換算する。

IAS 第 21 号第 43 項は、IAS 第 21 号第 42 項

に示されている換算方法を適用する前に、超インフレ在外営業活動体の営業成績及び財政状態に IAS 第 29 号を適用して修正再表示することを企業に要求している(修正再表示/換算アプローチ)。修正再表示/換算アプローチの適用は、超インフレ在外営業活動体に対する企業の純投資の変動を生じる可能性がある。この変動には 2 つの影響が含まれる。

- ① 超インフレ在外営業活動体の純資産に対する企業の持分を IAS 第29号で要求されているように修正再表示することにより生じる修正再表示の影響
- ② 超インフレ在外営業活動体の純資産に対する企業の持分を以前の決算日レートとは異なる決算日レートで換算することにより生じる換算の影響 (IAS 第29号で要求されている修正再表示の影響を除く。)

#### (2) アジェンダ決定案の概要

## 修正再表示及び換算の影響は為替差額の定義を 満たすのか

IAS 第 21 号第 8 項は、為替差額を「ある通 貨の特定の数量単位を異なった為替レートによ り他の通貨に換算することにより生じる差額」 と定義している。IFRS-IC は、要望書に記載 された事実パターンでは、換算の影響のみが為 替差額の定義を満たすか、又は修正再表示及び 換算の影響の複合がその定義を満たすかのいず れかであると結論を下した。

### 企業は超インフレ在外営業活動体の換算から生 じる為替差額をどのように表示するか

IFRS-IC は、為替差額の認識(又は表示)を定めている IAS 第21号要求事項のすべてが、為替差額を純損益又はその他の包括利益(OCI)において認識(又は表示)することを企業に要求していることに着目した。

IAS 第21号は、為替差額を純損益又はOCI



に認識することを要求しており、資本には言及 していない。為替差額は収益又は費用の定義を 満たすからである。したがって、IFRS-IC は、 企業は為替差額を資本に直接認識しないと結論 を下した。

IAS 第 21 号第 41 項は、IAS 第 21 号第 39 項 (c)が、機能通貨が超インフレ経済の通貨ではな い企業に対して、企業の営業成績及び財政状態 を超インフレではない表示通貨に換算する際に 生じる為替差額を、純損益ではなく、OCIに 表示する理由を明示している。IFRS-ICは、 この説明は機能通貨が超インフレである場合に も当てはまると考えた。したがって、IFRS-IC は、企業は超インフレ在外営業活動体の換算か ら生じる為替差額を OCI に表示すると結論を 下した。

### 修正再表示及び換算の影響に対しての IFRS 基 準の要求事項の適用

IFRS-ICは、要望書に記載された事実パター ンでは、企業は次のいずれかで表示すると結論 を下した。

- ① 修正再表示及び換算の影響を OCI に表示 する (それら2つの影響の複合が IAS 第21 号為替差額の定義を満たすと企業が考える場 合)。
- ② 換算の影響を OCI に表示する (換算の影 響のみが IAS 第 21 号為替差額の定義を満た すと企業が考える場合)。この場合、IAS第 29 号第 25 項の要求事項と整合的に、企業は 修正再表示の影響を資本に表示することに なる。

IFRS-IC は、これらの分析に照らして、超 インフレ在外営業活動体の修正再表示及び換算 から生じる為替差額の表示に関するプロジェク トを基準設定アジェンダに追加すべきかどうか を検討した。IFRS-ICは、コストを上回るの に十分な財務報告の改善をプロジェクトがもた らすであろうという証拠を得ていない。

#### (3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄 せられるコメントを踏まえ、今後の会議におい て、当該アジェンダ決定案を最終化するかどう かについて再検討する予定である。

5-2 IAS 第 21 号「外国為替レート変動の 影響 | 及び IAS 第 29 号 「超インフレ経済 下の財務報告」: 在外営業活動体が超イン フレとなる前の為替差額累計額

#### (1) 論点の概要

IFRS-IC は、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号 適用に関する要望書を受け取った。「5-1」の企 業の事実パターンを前提に在外営業活動体が超 インフレとなった期間の期首において、企業は 資本の中で超インフレ前の為替差額の累計額の 再分類を行うのかどうかが要望書の論点であ る。すなわち、企業は超インフレ前の為替差額 の累計額を、その後に純損益に振り替えること のない資本の内訳項目に振り替えるのかどうか が論点である。

#### (2) アジェンダ決定案の概要

在外営業活動体が超インフレとなる前は、 IAS 第21号は企業に次のことを要求している。

- ① 超インフレではない在外営業活動体の営業 成績及び財政状態の換算から生じる為替差額 をその他の包括利益(OCI)に表示する。
- ② 当該為替差額の累計額(超インフレ前の為 替差額の累計額)を資本の独立の内訳項目に 表示する。

IFRS-IC は、IAS 第 21 号第 41 項が、超イ ンフレ前の為替差額の累計額を「在外営業活動 体の処分時まで」資本の独立の内訳項目に表示 することを企業に要求していることに着目し た。さらに、IAS 第 21 号第 48 項は、超インフ レ前の為替差額の累計額を在外営業活動体の処 分時に資本から純損益に(組替調整額として) 振り替えることを企業に要求している。

したがって、IFRS-IC は、要望書に記載された事実パターンでは、企業は超インフレ前の為替差額の累計額を在外営業活動体の処分時まで資本の独立の内訳項目(IAS 第 21 号第 48 項が適用される。)として維持すると結論を下した。企業は、在外営業活動体が超インフレとなった時に超インフレ前の為替差額の累計額を資本の中で振替を行わない。

#### (3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

5-3 IAS 第 21 号「外国為替レート変動の 影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済 下の財務報告」: 在外営業活動体が初めて 超インフレとなる際の比較対象金額の表示

#### (1) 論点の概要

IFRS-IC は、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号 適用に関する要望書を受け取った。「5-1」の企業の事実パターンを前提に、企業は在外営業活動体について表示する比較対象金額を以下において修正再表示するのかどうかが要望書の論点

である。

- ① 在外営業活動体が超インフレとなった期間 に係る年次財務諸表
- ② 在外営業活動体が超インフレとなった後の 年度の期中財務諸表(在外営業活動体が比較 対象の期中報告期間では超インフレではな かった場合)

#### (2) アジェンダ決定案の概要

アウトリーチへの回答及び実施した追加的なリサーチに基づき、IFRS-IC は、要望書における質問に関して、IAS 第 21 号適用の多様性はほとんどないと考えた。すなわち、IAS 第 21 号第 42 項(b)を適用するにあたり、企業は一般的に前述の状況において期中財務諸表又は年次財務諸表における比較対象金額を修正再表示していない。したがって、IFRS-IC は、この事項が広がりのある影響を有しているという証拠を得ていない。

#### (3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。